

# 令和5年6月2日～3日大雨に関する 支援制度一覧(7月3日現在)

6月2日～3日の大雨で被害を受けた方が、各種支援制度を適切に活用できるよう市等が実施する支援制度を一覧にしてお知らせします。

※詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。

【TEL：0297-64-1111（代表）】

支援制度名・問い合わせ先	制度概要	り災証明書の被害程度 <small>(住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)</small>			
		半壊 (20%以上 30%未満)	準半壊 (10%以上 20%未満)	一部損壊 (10%未満)	
支援金・見舞金	龍ヶ崎市被災者生活再建支援金(市) ▽市役所1階 福祉総務課	自然災害により住居に著しい被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法の対象にならない世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 ●対象者 ▽半壊(2人以上の世帯)=1世帯25万円 ●申請期限 災害を受けた日から1年以内	○		
	災害見舞金(県) ▽市役所1階 福祉総務課	災害により被害を受けた方に対し、茨城県から見舞金を支給します。 ●対象者 ▽床上浸水世帯=1世帯2万円 ※ただし、龍ヶ崎市被災者再建支援金との併給はできません。 ●申請期限(原則):令和5年8月31日(木)		△ ※床上浸水のみ該当	△ ※床上浸水のみ該当
	災害見舞金(市) ▽市役所1階 福祉総務課	災害により住居に被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。 ●対象者 ▽半壊=1世帯5万円▽半壊に満たない床上浸水=1世帯2万円 ●申請期限 災害を受けた日から10日以内 ※ただし、事情がある場合は、10日を超えてもお受けします。まずはご連絡ください。	○	△ ※床上浸水のみ該当	△ ※床上浸水のみ該当
減免・免除・延長	固定資産税の減免 ▽市役所1階 税務課	被災した固定資産について、申請をすることで固定資産税の減免を受けられる場合があります。 ※要件ごとに減免割合があります。詳細はお問い合わせください。	○		
	国民年金保険料の免除 ▽市役所1階 保険年金課	被災された方で、被害の程度により、国民年金保険料が免除される場合があります。 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。	△		
	雑損控除(所得税・住民税)の申告 ▽市役所1階 税務課	災害などにより住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税や住民税について雑損控除を適用できる場合があります。適用を受ける場合は、確定申告の手続きが必要です。 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。	△	△	△
	市税の徴収猶予 ▽市役所2階 納税課	災害により、納付が困難な方は、申請することで市税の徴収猶予を受けられる場合があります。 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。	△	△	△
住宅	災害復興住宅融資 ▽市役所4階 都市計画課	住宅復旧のための建設資金・購入資金を融資します。(住宅金融支援機構の災害復興住宅融資事業) ●申請期限 原則、り災日から2年間 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。	△		

	<p>災害復興住宅融資(補修) ▽市役所4階 都市計画課</p>	<p>住宅復旧のための補修資金を融資します。(住宅金融支援機構の災害復興住宅融資事業) ●申請期限 原則、り災日から2年間 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>	△	△	△
そのほか	<p>茨城県災害対策融資(令和5年大雨及び台風第2号災害特例)(県)【事業者】 ▽市役所4階 商工観光課</p>	<p>県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、大雨及び台風第2号災害に起因した被害により経営の安定に支障を生じている方に対して、経営の安定に必要な資金を融資します。 ●融資限度額 8,000万円(設備資金、運用資金、併用) ●融資期間 ▽設備資金=13年以内▽運転資金=10年以内▽設備・運転併用=10年以内 ※要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>	—		
	<p>災害援護資金貸付 ▽市役所1階 福祉総務課</p>	<p>被災した世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸し付けを行います。 ●貸付金額 150万円～350万円(被害の種類、程度、所得要件による) ●償還期間 10年 ※世帯主の負傷がなく、一部損壊、準半壊の場合は家財の3分の1以上の損害がある場合のみ対象。</p>	△	△	△
	<p>り災証明書 ▽市役所3階 防災安全課</p>	<p>住家に被害を受けた方のり災証明書の申請を受け付けています。 ●受付期限 ▽調査が必要な場合=8月2日(水)まで▽自己判定方式(調査不要)の場合=当面の間 ※自己判定方式のり災判定は、「準半壊に至らない(一部損壊)」になります。</p>	—		
	<p>被災証明書 ▽市役所3階 防災安全課</p>	<p>住家以外(店舗や車など)に被害を受けた方の被災証明書の申請を受け付けています。 ●受付期限 当面の間まで</p>	—		

○:該当になる可能性が高い △:要件により、該当となる場合がある